

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律 附則第3条に係る検討会の設置について

令和7年4月

1 趣旨

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（以下「家畜遺伝資源法」という。）附則第3条において、「この法律の施行後5年以内に、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定されている。

これを踏まえ、学識経験者、畜産関係団体等から構成する「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律附則第3条に係る検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、家畜遺伝資源生産事業者への影響や家畜遺伝資源に係る侵害事例等、法の施行の状況を勘案し、その結果に基づき必要な措置を検討するものとする。

2 検討項目

- (1) 家畜遺伝資源法等の施行の状況
- (2) (1) を踏まえた必要な措置の検討

3 検討会の組織

- (1) 検討会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 検討会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は委員の互選により選任する。座長代理は、検討会の承認を得て、委員のうちから座長が指名する。
- (4) 座長は、検討会の議事を運営する。座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 運営

- (1) 検討会は非公開とする。
- (2) 検討会の資料は、原則、会議終了後、ホームページにより公表する。
- (3) 検討会の議事概要については、会議終了後、委員の了解を得た上で、ホームページにより公表する。

5 その他

- (1) 検討会の事務局は、畜産局畜産振興課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律
附則第3条に係る検討会
委員名簿

あなだ かっひと
穴田 勝人

公益社団法人全国和牛登録協会専務理事

いしき としはる
石木 俊治

公益社団法人配合飼料供給安定機構理事長

おおやま けんじ
大山 憲二

神戸大学大学院教授

おち ゆたか
越智 豊

越智国際特許事務所所長

こたに あゆみ
小谷 あゆみ

農業ジャーナリスト・フリーアナウンサー

しまだ かずひろ
島田 和宏

独立行政法人家畜改良センター理事（非常勤）

すねや まさひこ
強谷 雅彦

一般社団法人日本家畜人工授精師協会会長

はやし いづみ
林 いづみ

桜坂法律事務所弁護士

ふしみ けいじ
伏見 啓二

公益社団法人日本獣医師会専務理事

やすもり たかのり
安森 隆則

一般社団法人家畜改良事業団理事

(五十音順、敬称略)